立川市会計年度任用職員
（月額報酬制）
採用試験募集案内

《令和８年１２月以降採用》

保育園１１時間開所保育士
（朝・夕　６時間勤務）

立川市子ども家庭部保育課

令和８年１１月

立川市会計年度任用職員（月額報酬制）採用試験募集案内

身　　分	地方公務員法第 22 条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員
職　　種	保育園 11 時間開所保育士(朝・夕　６時間勤務)
仕 事 の 内 容	保育園における保育関連業務など
学歴（履修科目）	不問
必 要 な 経 験 等	保育士資格を有し、保育士としての勤務経験がある方（離職後おおむね３年以内までの方も可）
必要な免許・資格	保育士免許
採　用　人　数	２名（「朝勤務」１名、「夕勤務」１名）
任　用　期　間	任用開始日から令和９年３月 31 日まで ※　任用開始日については状況によって相談可 ※　最初の１か月は条件付採用となります。 ※　翌年度に同一の職がある場合は、人事評価による勤務成績などを踏まえて、公募によらない再度の任用が可能です（任用年度末時点で満 64 歳まで）。 ※　再度任用の上限到達後においても、その後の採用試験に合格すれば改めて採用されることが可能です。
勤　務　場　所	立川市立西立川保育園（立川市富士見町１－18－16）
勤務日・勤務時間	「朝勤務」週５日（原則として月曜日から土曜日のうち５日間） 午前７時 30 分～午後１時 30 分までの６時間 「夕勤務」週５日（原則として月曜日から土曜日のうち５日間） 午後１時～午後７時までの６時間 時間外勤務：原則なし（従事した場合は振替又は時間外勤務手当相当の報酬を支給します。）
休 日 ・ 休 暇 等	【週休日・休日】 日曜・祝日、年末年始（12 月 29 日から１月３日） 【有給の休暇】 年次有給休暇（任用開始日により決定）、病気休暇、公民権行使等休暇、ドナー休暇、産前産後休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産介護休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、短期の介護休暇、事故休暇 【無給の休暇・休業】 介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業、子育て部分休暇
報　酬　・　手　当	報酬月額 「朝勤務」214,100 円 「夕勤務」214,100 円

	※　規定により、別途通勤費及び時間外勤務手当相当の報酬を支給します。 ※　一定の要件を満たす場合、期末勤勉手当を支給します。
社　会　保　険	健康保険（共済短期）、厚生年金保険、雇用保険 ※　災害補償については、労働災害補償又は公務災害補償を適用します。
選　考　方　法	一次試験：書類選考（受験申込書） 二次試験：面接試験（一次試験合格者のみ）
面　接　日　程　等	※　一次試験（書類選考）合格者のみ実施いたします。 ※　面接はこども未来センターで行います。 ※　日時については、一次試験合格者に電話で連絡します。
応　募　方　法	【提出書類】 ①　受験申込書：受験申込書は市ホームページよりダウンロード可能。必要事項記入、裏面に氏名を記載したﾀﾃ 40mm ×ﾖｺ 30mm の写真（最近６ヶ月以内撮影、上半身、脱帽、正面向）を所定位置に貼付 ②　保育士証の写し ③　返信用封筒：長形３号（120㎜×235㎜）の封筒に自己宛の住所・宛名を記入して 110 円切手を貼付（選考結果通知用） 【郵送申込】 必ず簡易書留で送付してください。簡易書留によらない事故については、責任を負いません。 ［郵送先］ 〒190-0022　立川市錦町３－２-26　立川市保育課庶務係 保育園会計年度任用職員採用担当宛 【持参申込】 平日の９時～16 時（時間厳守） ［受付場所］ 子ども未来センター　１階保育課窓口
そ　の　他	✓　試験結果については、合否に関わらず全員に通知します。ただし、辞退の場合は省略させていただきます。 ✓　試験に関する提出書類は、一切お返しできません。 ✓　申込書の記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。 ✓　営利企業への従事等については、職務専念義務に支障を来すような長時間労働や信用失墜行為に抵触し得る兼業（業務と利害関係のある場合等）は行わないことを前提とします。

	✓ 災害が発生した場合、職務実態に応じて災害対応の職務を行っていただくことがあります。
特定性犯罪の前科について	✓ 本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認する必要があります。 ✓ 特定性犯罪の前科がある場合は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ✓ このため、予め採用選考過程において、受験申込書により、こども性暴力防止法第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者かどうかを事前に受験者より確認します。 ✓ 内定後には、こども性暴力防止法関連システムにて特定性犯罪前科の有無を確認します。そのことにあたり、内定者自身による申請など、必要となる手続きを適時適切に行っていただきます。
お問い合わせ	平日の９時～16 時（12 時～13 時は除く） 保育課　庶務係　担当：大沢 電話 042-523-2111　内線 1320

【注 1】次の各号の一つに該当する方は受験できません。
（地方公務員法第 16 条の欠格条項）
(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(2) 立川市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【注 2】地方公務員法上の服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等）が適用され、一定の義務違反に対しては懲戒処分の対象となります。

【注 3】勤務条件は応募開始時点の予定であり、改定があった場合はその定めるところによります。